

9月村議会定例会 報告

村議会定例会が9月26日・30日・10月4日の3日間開かれ、条例改正等19案が審議され、いずれの議案も原案どおり可決されました。

決算認定

◆令和5年度東秩父村一般会計ほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、簡易水道事業、合併浄化槽設置管理事業の特別会計および事業会計の決算が認定されました。

補正予算

◆一般会計補正予算（第2号・第3号）
（内容）歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,263万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,586万円とするものです。
◆国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（内容）歳入歳出予算の総額に1,041万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億1,036万3千円とするものです。

◆介護保険特別会計補正予算（第1号）
（内容）歳入歳出予算の総額に2,204万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,504万円とするものです。

◆後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（内容）歳入歳出予算の総額に45万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,145万3千円とするものです。

◆簡易水道事業会計補正予算（第2号）
（内容）令和6年度東秩父村簡易水道事業会計予算について補正するものです。

◆東秩父村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和5年法律第48号）が令和6年5月27日に施行されたことに伴い、本条例を改正するものです。

条例改正等

◆東秩父村学校教育基金条例を廃止する条例制定について
（内容）令和3年9月29日に受領した寄附金を適正に管理する

◆東秩父村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

◆東秩父村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
（内容）令和5年に公布された番号法等一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることを踏まえ、本条例を改正するものです。

◆村長等の給料の額の特例に関する条例を廃止する条例制定について
（内容）令和6年9月6日をもって足立理助前村長が退職したことにより、村長の給料の特例措置の効力が消滅したため、本条例を制定するものです。

◆東秩父村学校教育基金条例を廃止する条例制定について
（内容）令和3年9月29日に受領した寄附金を適正に管理する

◆東秩父村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

◆東秩父村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

◆東秩父村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

◆東秩父村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

◆東秩父村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

◆東秩父村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について



るために設置した本基金について、令和5年度末をもって、いただいた寄附金の全てを活用したことに伴い、本条例を制定するものです。
◆埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
（内容）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、本規約を変更するものです。

その他

◆工事請負契約の締結について
（内容）東秩父村道の駅浄化槽移設及び外構工事の請負契約を締結するものです。

◆東秩父村道の駅浄化槽移設及び外構工事の請負契約を締結するものです。